

「子ども・子育て支援事業計画」の中間年の見直しについて

1. 概要

市町村子ども・子育て支援事業計画は、国の基本指針において、計画年の中間年(平成29年度)を目安として、必要な場合には見直しを行うことになっているため、現在の状況(教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実績)などから、計画の見直しが必要かどうかを検討します。

2. 教育・保育の見直しについて

(1) 見直しの要否の基準

国の基本指針においては、「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みと大きく離れている場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。」とされており、平成28年4月1日時点の支給認定ごと(3号認定については、0歳児と1・2歳児ごと)の子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みよりも10%以上のかい離がある場合(実績値/量の見込み \leq 90%、110% \leq 実績値/量の見込みとなる場合)には、「大きくかい離している場合」に該当し、原則として見直しが必要となります。
 なお、形式的には上記の場合に該当するものの、既に計画を見直している場合など、特別の事情がある場合には見直しを行わないこともできる。

(平成29年6月29日付内閣府事務連絡「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方(作業の手引き)【改訂版】より抜粋)

(2) 量の見込みと実績値

計画における量の見込みと、平成28年4月1日時点の支給認定ごと(3号認定については、0歳児と1・2歳児ごと)の実績値との比較では、10%以上のかい離が生じているのは、3号認定(0歳児)のみとなっています。

1号認定、2号認定、3号認定(1・2歳)については、それぞれ10%未満のかい離のため、中間見直しは行わないものとします。

区分	量の見込み (H28計画値)	実績値 (H28.4.1)	実績値/量の見込み
1号認定	140	138	98.6%
2号認定	381	383	100.5%
3号認定			
1・2歳	241	231	95.9%
0歳	70	43	61.4%

※1号認定に、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園を利用する子どもを含む。

(3) 3号認定(0歳)の「量の見込み」について

今回の国の基準によれば10%以上のかい離があるため、量の見込みを見直す必要があります。

しかし、0歳児については、年度途中の出生という特別要因により、年度の経過とともに支給認定者が増加していきます。そのため、1～5歳児と比較して、年度初めと年度末の利用者数に大きな差があり、年度初めの数値のみをもって、見直し(下方修正)を行うことは合理的ではありません。国の考えでは0歳児については、年度初めの利用者数ではなく、年間の平均的な利用者数を量の見込みとすることを合理的としています。(年度末の見込み量に合わせて年度初めから定員を確保しておくことは現実的には困難であることも考慮。)

本市においても、計画策定時には、年度当初の利用者数を量の見込みとはしていません。また、近年の利用者数の実績を勘案しても、今後著しい増加があるとも言えません。

以上のことにより、0歳児についても、中間見直しは行わないものとします。

3号認定(0歳)	H28.4.1	H28.10.1	H29.3.1
入所児童数	43	57	57
待機児童数	0	10	23
合計(実績値)	43	67	80
実績値/量の見込み	61.4%	95.7%	114.3%

※待機児童数には、育児休業中(ただし、入所後の復職意向は未確認)も含めています。

3号認定(1・2歳)	H28.4.1	H28.10.1	H29.3.1
入所児童数	231	243	245
待機児童数	0	0	0
合計(実績値)	231	243	245
実績値/量の見込み	95.9%	100.8%	101.7%

2号認定(3～5歳)	H28.4.1	H28.10.1	H29.3.1
入所児童数	383	384	384
待機児童数	0	0	0
合計(実績値)	383	384	384
実績値/量の見込み	100.5%	100.8%	100.8%

0歳児保育の量の見込みを設置する時期

(国資料「0歳児保育の量の見込み等について」より抜粋)

○「量の見込みの算出等のための手引き」により算出される数字は、ニーズ調査の対象年齢が0～5歳の6学年あることから、結果的に「年度初め」のものとなり、年度末に向けて増加するものについては、定員弾力化による対応と整理される。

1歳児～5歳児については、家庭類型の変化(保育の必要性の有無の変化)による年度途中の入退所が想定されるものの、推計においては、年度初めの数字を年間を通じた利用者として設定することは合理的である。

○一方で0歳児については、

・年度途中の出生という特別要因により、年度初めと年度末の入所者数に構造的に大きな差があり、年度初めの入所児童数を基に定員を設定することは合理的とは言えないこと。

・また、給付費(委託費)は、年度初め～年度末の利用児童数を積み上げたものに対して支給されるものであることを踏まえ、0歳児については、年間の平均的な「量の見込み」とすることが合理的ではないか。

(参考)

0歳児の利用者数実績値(各年度3月現在)

年度	入所児童数	待機児童数	合計
平成24年度	53	20	73
平成25年度	46	19	65
平成26年度	44	27	71
平成27年度	57	16	73
平成28年度	57	23	80
平成29年度(参考)	49	19	68

(H29.11.1現在)

(参考)

児童数

年齢区分	実績値		
	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1
総人口	27,056	26,743	26,526
0歳	157	153	154
1歳	152	158	167
2歳	168	153	170
3歳	184	165	161
4歳	155	186	167
5歳	193	154	182
0歳～5歳計	1,009	969	1,001

(参考)

支給認定割合(年度当初における入所児童数)

年齢区分	支給認定数			支給認定割合(児童数/支給認定数)		
	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1
1号(3～5歳)	157	134	130	29.5%	26.5%	25.5%
2号(3～5歳)	381	385	389	71.6%	76.2%	76.3%
3号(0歳)	48	43	43	30.6%	28.1%	27.9%
3号(1・2歳)	243	230	253	75.9%	74.0%	75.1%

3. 地域子ども・子育て支援事業に係る見直しについて

(1) 見直しの基準

国の作業手引きによると、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」についても、教育・保育の見直しに併せ、必要に応じて見直しを行うこととされています。

そこで、教育・保育の見直しと同様に、平成28年度における「量の見込み」と「実績値」を比較のうえ、見直しの検討を行います。

別表のとおり比較検討した結果、「病児保育事業」及び「養育支援訪問事業」について、見直しを行います。(別紙資料6-1, 6-2参照)

なお、その他の数事業において一部かい離のあるものもありますが、不足は発生しておらず、また、一時預かり事業については、幼稚園の預かり保育において当該事業を活用しなかった(私学助成で対応)ため、実績には計上されていませんが、今後当該事業活用の可能性もあるため、見直しは行いません。

香美市子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」と「実績値」(平成28年度)

事業名	単位	量の見込み	実績	差引き
延長保育事業	人/年	88	81	△ 7
病児保育事業	人日/年	327	140	△ 187
放課後児童健全育成事業(低学年)	人/週	235	244	9
放課後児童健全育成事業(高学年)	人/週	61	60	△ 1
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象型(1号認定)3~5歳)	人日/年	9	146	137
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象型(2号認定)3~5歳)	人日/年	13,752	0	△ 13,752
一時預かり事業 (上記以外の0~5歳)	人日/年	1,244	1,094	△ 150
子育て短期支援事業	人日/年	35	0	△ 35
乳幼児全戸訪問事業	人/年	142	146	4
養育支援訪問事業	人/年	45	271	226
妊婦健診検査	人回/年	2,184	1,831	△ 353
地域子育て支援拠点事業	人回/月	395	398	3
ファミリー・サポート・センター事業	人日/月	32	0	△ 32